

記入要領1

第1号及び第2号様式・・・業務管理体制の整備に関して届け出る場合

全ての事業者は、業務管理体制を整備し、事業所等の展開に応じ関係行政機関に届け出る必要がありますので、この様式を用いて関係行政機関に届け出てください。

なお、障害者総合支援法及び児童福祉法の該当する条文（事業者の区分）ごとに届出が必要です。

記入方法

○受付番号及び「1 届出の内容」欄の上段の事業者（法人）番号には記入する必要はありません。

1 「届出の内容」欄

業務管理体制の整備に関して届け出る場合は、(1) 法第51条の2第2項、第51条の31第2項関係の（整備）に○をつけてください。（様式第2号の場合は、(1) 児童福祉法第21条の5の26第2項、第24条の19の2、第24条の38第2項関係の（整備）に○をつけてください。

届出先行政機関が変更される場合（区分の変更）については、次の記入例2を参考にしてください。

2 「事業者」欄

- ① 事業者の「名称」、「住所」、「法人の種別」、「代表者の職名」、「代表者の住所」等は、登記内容等と一致させてください。
- ② 「法人の種別」は届出者が法人である場合に、営利法人、社会福祉法人、医療法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区別を記入してください。
- ③ 同一の事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法の該当する条文ごとに、2つまたは3つの届出書を同時に提出する場合の「事業者」欄は、1つの届出書にのみ記載し、残りの届出書の記載は省略することとして差し支えありません。

3 「事業者名称等及び所在地」欄

- ① 事業所名称及び所在地等を記入し、「事業所名称」欄の最後に事業所等の合計数を記入してください。
- ② この様式に書ききれない場合は、記入を省略し、事業所名称等及び所在地のわかる資料を添付していただいても差し支えありません。
添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いませんが、その場合は添付資料の表紙に、事業所等の合計数が分かるよう「事業所等の合計 ○○ヵ所」と記入してください。

4 「障害者総合支援法（児童福祉法）の該当する条文（事業者の区分）」欄

① 届け出る事業者の区分については、次の条文ごとの事業者区分を参考に、いずれかの該当する番号に○をつけてください。

【様式第1号】

- (1) 法第51条の2 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者
- (2) 法第51条の31 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【様式第2号】

- (1) 法第21条の5の26 指定障害児通所支援事業者等
- (2) 法第24条の19の2 指定障害児入所施設等の設置者
- (3) 法第24条の38 指定障害児相談支援事業者

5 「障害者総合支援法施行規則第34条の28及び第34条の62第1項第2号から第4号（児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び25条の26の9第1項第2号から第4号）に基づく届出事項」欄

① 事業所等数に応じて整備し届け出る業務管理体制については、次の表を参考に、該当する番号全てに○をつけてください。

- 第2号 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日
- 第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要

事業所等の数に応じて整備する業務管理体制

	事業所等の数		
	20未満	20以上100未満	100以上
第2号	○	○	○
第3号	×	○	○
第4号	×	×	○

- ② 第2号については、その氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- ③ 第3号及び第4号を届け出る場合は、概要等が分かる資料を添付してください。添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。添付資料については、（参考資料）にご留意ください。

6 「区分変更」欄

業務管理体制を整備し届け出る場合は、記入する必要はありません。

(参考資料)

法令遵守規程（業務が法令に適合することを確保するための規程）について

法令遵守規程には、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したなどのものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法令遵守規程の概要」につきましても、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程の全文を添付しても差し支えありません。

業務執行の状況の監査について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしもすべての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法」の概要につきましても、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像が分かるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者または担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

記入例1 業務管理体制の整備に関して届け出る場合

第1号様式

第2号様式も同様

受付番号

受付番号に記入する必要はありません。

届出日を記入してください。

障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

事業者の名称、代表者氏名は登記内容等と一致させてください。法人の代表者印を押印してください。

事業者（法人）番号に記入する必要はありません。

事業者 名 称 霞ヶ関株式会社
代表者氏名 東京 一郎 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

業務管理体制を整備し届け出る場合は、（整備）に○を付けてください。

1 届出の内容					
(1) 法第51条の2第2項、第51条の31第2項関係 （整備）					
(2) 法第51条の2第4項、第51条の31第4項関係（区分の変更）					
2 事業者	フリガナ 名称又は氏名	カスミガセキカブシキカイシャ 霞ヶ関株式会社			
	住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 100-****) 東京(都)道 千代田 郡 市 霞ヶ関一丁目1番地1号 府県 (区)			
	連絡先	電話番号	03-5253-****	FAX番号	03-5253-****
	法人の種別	営利法人			
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	代表取締役	フリガナ 氏名	トキヨウ ｲﾝｼﾞ 東京 一郎 月日
	代表者の住所	(郵便番号 100-****) 東京(都)道 港 郡 市 ***一丁目2番地3号 府県 (区)			

事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所は、登記内容等と一致させてください。

記入要領 2

第 1 号及び第 2 号様式・・・事業所等の指定等により事業展開地域が変更され届出先区分の変更が生じた場合

業務管理体制を整備し届け出た後、事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の指定や廃止等に伴う事業展開地域の変更により、届出先区分に変更が生じた事業者は、この様式を用いて、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出てください。

記入方法

○受付番号及び「1 届出の内容」欄の上段の事業者（法人）番号には記入する必要はありません。

1 「届出の内容」欄

届出先区分の変更が生じた場合は、(2) 法第 51 条の 2 第 4 項、第 51 条の 31 第 4 項関係の（区分の変更）に○をつけてください。（様式第 2 号の場合は、(2) 第 21 条の 5 の 26 第 4 項、第 24 条の 19 の 2、第 24 条の 38 第 4 項関係の（区分の変更）に○をつけてください。）

2 「事業者」欄

- ① 事業者の「名称」、「住所」、「法人の種別」、「代表者の職名」、「代表者の住所」欄は、登記内容等と一致させてください。
- ② 「法人の種別」は、届出者が法人である場合に、営利法人、社会福祉法人、医療法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区別を記入してください。
- ③ 区分変更前の行政機関へ届け出る場合は、この欄に記入する必要はありません。
- ④ 区分変更後の行政機関へ届け出る場合において、同一事業者が障害者総合支援法及び児童福祉法の該当する条文ごとに、2 つまたは 3 つの届出書を同時に提出する場合の「事業者」欄は、1 つの届出書にのみ記載し、残りの届出書の記載は省略することとして差し支えありません。

3 「事業所名称等及び所在地」欄

- ① 事業所名称及び所在地等を記入し、「事業所名称」欄の最後に事業所等の合計数を記入してください。
- ② この様式に書ききれない場合は、記入を省略し事業所名称等及び所在地の分かる資料を添付していただいても差し支えありません。
添付資料は、A 4 用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いませんが、

その場合は添付資料の表紙に、事業所等の合計数がわかるよう「事業所等の合計 ○○カ所」と記入してください。

- ③ 区分変更前の行政機関へ届け出る場合は、この欄に記入する必要はありません。

4 「障害者総合支援法（児童福祉法）の該当する条文（事業所の区分）」欄

- ① 届け出る事業者の区分については、次の条文ごとの事業者区分を参考に、いずれかの該当する番号に○をつけてください。

【様式第1号】

- (1) 法第51条の2 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者
(2) 法第51条の31 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【様式第2号】

- (1) 法第21条の5の26 指定障害児通所支援事業者等
(2) 法第24条の19の2 指定障害児入所施設等の設置者
(3) 法第24条の38 指定障害児相談支援事業者

5 「障害者総合支援法施行規則第34条の28及び第34条の62第1項第2号から第4号（児童福祉法施行規則第18条の38，第25条の23の2及び25条の26の9第1項第2号から第4号）に基づく届出事項」欄

- ① 事業所等数に応じて整備し届け出る業務管理体制については、次の表を参考に、該当する番号全てに○をつけてください。

- 第2号 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日
第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要

事業所等の数に応じて整備する業務管理体制

	事業所等の数		
	20未満	20以上100未満	100以上
第2号	○	○	○
第3号	×	○	○
第4号	×	×	○

- ② 第2号については、その氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- ③ 第3号及び第4号を届け出る場合は、概要等が分かる資料を添付してください。添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。添付資料につい

ては、(参考資料)にご留意ください。

- ④ 届出先区分の変更に合わせて、指定や廃止等に伴う事業所等の数の変更により、整備する業務管理体制の内容が変更された場合も、この欄に記入してください。
- ⑤ 区分変更前の行政機関へ届け出る場合は、この欄に記入する必要はありません。

6 「区分変更」欄

- ① 「事業者(法人)番号」には、区分変更前の行政機関が付番した番号を記入してください。
- ② 「区分変更の理由」には、その理由を具体的に記入してください。
書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、変更の理由がわかる資料を添付していただいても差し支えありません。
資料を添付する場合は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。
- ③ 「区分変更日」は、事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入してください。

記入例2 事業所等の指定等により事業展開地域が変更され届出先区分の変更が生じた場合

※ 届出先行政機関の変更が生じた場合には、区分変更前及び区分変更後の行政機関へそれぞれ届け出る必要があります。

第1号様式 (第2号様式も同様)

受付番号

受付番号に記入する必要はありません。

届出日を記入してください。

障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

厚生労働大臣 殿

平成 年 月 日

事業者の名称、代表者氏名は登記内容等と一致させてください。法人の代表者印を押印してください。

事業者(法人)番号に記入する必要はありません。

事業者 名称 霞ヶ関株式会社
代表者氏名 東京 一郎 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号

届出先区分の変更が生じた場合は、(区分の変更)に○を付けてください。

1 届出の内容					
(1) 法第51条の2第2項、第51条の31第2項関係(整備)					
(2) 法第51条の2第4項、第51条の31第4項関係(区分の変更)					
2 事業者	フリガナ	カスミガセキカブシキカイシャ			
	名称又は氏名	霞ヶ関株式会社			
	住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 100-****) 東京(都)道千代田郡市霞ヶ関一丁目1番地1号 府県(区)			
	連絡先	電話番号	03-5253-****	FAX番号	03-5253-****
	法人の種類別	営利法人			
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	代表取締役	フリガナ 氏名	フリガナ 東京 一郎 生年 月日
代表者の住所	(郵便番号 100-****) 東京(都)道港郡市***一丁目2番地3号 府県(区)				

事業者の名称、住所、法人の種類別、代表者の職名、代表者の住所は、登記内容等と一致させてください。

区分変更前の行政機関へ届け出る場合は、記入する必要はありません。

区分変更前の行政機関へ届け出る場合は、記入する必要はありません。

3 事業所名称等 及び所在地	事業所名称	指定年月日	事業所番号	サービス種別	所在地
-------------------	-------	-------	-------	--------	-----

○ 「事業所名称」欄の最後に事業所等の合計数を記入してください。

- 欄内に書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、事業所名称等及び所在地のわかる資料を添付していただいても差し支えありません。
- 添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。
- なお、添付資料の表紙に事業所等の合計数がわかるよう「事業所等の合計 ○○カ所」と記入してください。

計カ所					
-----	--	--	--	--	--

○ 該当する事業者の区分に○を付けてください。

4 障害者総合支援法 上の該当する条文 (事業者の区分)	(1) 法第51条の2 (指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者)
------------------------------------	--

○ 区分変更前の行政機関へ届け出る場合は、記入する必要はありません。

5 障害者総合支援法 施行規則第34条の 28及び第34条の62 第1項第2号から第 4号に基づく届出事 項	第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)	生年月日
		厚生 花子 (コウセイ ハナコ)	昭和○○年+月*日
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要	

- 届け出る事項について該当する番号全てに○を付けてください。
- 第2号については、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- 第3号及び第4号を届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。
添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。
(注) 添付資料については、(参考資料)に御留意ください。
- 届出先区分の変更に合わせて、指定や廃止等に伴う事業所等の数の変更により、整備する業務管理体制について変更が生じた場合も、この欄に記入してください。

名称は分かる範囲で記入してください。

区分変更前の行政機関が付番した事業者（法人）番号を記入してください。

6 区分変更

区分変更前の行政機関名称、担当部（局）課	〇〇県保健福祉部障害福祉課
事業者（法人）番号	
区分変更の理由	△△県にて居宅介護事業所の指定を受け たため
区分変更後の行政機関名称、担当部（局）課	厚生労働省〇〇〇〇部□□課
区 分 変 更 日	年 月 日

届出先区分に変更が生じた場合は、6の欄にも記入してください。

事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入してください。

- 区分変更された理由を具体的に記入してください。
- 欄内に書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、変更の理由がわかる資料を添付していただいても差し支えありません。
- 添付資料はA4用紙により、両面印刷したものでも構いません。

(日本工業規格A列)

記入要領3

第3号及び第4号様式・・・届出事項に変更があった場合

記入方法

1 届け出た事項に変更があった事業者は、この様式を用いて届出先の行政機関に届け出てください。

2 受付番号には記入する必要はありません。

3 事業者（法人）番号には、届出先の行政機関が付番した番号を記入してください。

4 「変更があった事項」の該当項目番号に○をつけ、「変更の内容」に具体的に記入してください。

なお、書ききれない場合は、記入を省略し変更内容のわかる資料を添付していただいても差し支えありません。

添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。

5 事業者の「名称」、「住所」、「法人の種別」、「代表者の職名」、「代表者の住所」等は、登記内容等と一致させてください。

6 「5、事業所名称等及び所在地」について

事業所等の指定や廃止等によりその数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合にのみ届け出てください。

（事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合は、届け出る必要はありません。）

この場合は、「変更前欄」と「変更後欄」のそれぞれに、事業所等の合計の数を記入し、変更後欄に追加又は廃止等事業所等の名称、指定年月日、事業所番号、所在地を記入してください。

書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、これらの事項が書かれた資料を添付していただいても差し支えありません。添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。

7 「7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8、業務執行の状況の監査の方法の概要」について

事業者の業務管理体制について変更が生じた場合（組織の変更、規定の追加等）に届け出てください。規程の字句の修正等体制に影響を及ぼさない軽微な変更は、届け出る必要はありません。

なお、事業所等の数の変更により、「7」または「8」を追加等する場合は、該当項目番号に○をつけ、追加の場合には「7」または「8」の概要等がわかる資料を添付してください。

添付資料は、A4用紙により既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。

- 1 届け出た事項に変更があった事業者は、この様式を用いて届出先の行政機関に届け出てください。
- 2 受付番号には記入する必要はありません。
- 3 事業者（法人）番号には、届出先の行政機関が付番した番号を記入してください。
- 4 「変更があった事項」の該当項目番号に○をつけ、「変更の内容」に具体的に記入してください。
なお、書ききれない場合は、記入を省略し変更内容のわかる資料を添付していただいても差し支えありません。
添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。
- 5 事業者の「名称」、「住所」、「法人の種別」、「代表者の職名」、「代表者の住所」等は、登記内容等と一致させてください。
- 6 「5、事業所名称等及び所在地」について
事業所等の指定や廃止等によりその数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合にのみ届け出てください。
(事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合は、届け出る必要はありません。)
この場合は、「変更前欄」と「変更後欄」のそれぞれに、事業所等の合計の数を記入し、変更後欄に追加又は廃止等事業所等の名称、指定年月日、事業所番号、所在地を記入してください。
書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、これらの事項が書かれた資料を添付していただいても差し支えありません。添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。
- 7 「7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8、業務執行の状況の監査の方法の概要」について
事業者の業務管理体制について変更が生じた場合（組織の変更、規定の追加等）に届け出てください。規程の字句の修正等体制に影響を及ぼさない軽微な変更は、届け出る必要はありません。
なお、事業所等の数の変更により、「7」または「8」を追加等する場合は、該当項目番号に○をつけ、追加の場合には「7」または「8」の概要等がわかる資料を添付してください。
添付資料は、A4用紙により既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。

記入例3 届出事項に変更があった場合

第3号様式

第4号様式も同様

受付番号

受付番号に記入する必要はありません。

障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届

届出日を記入してください。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

事業者の名称、代表者氏名は登記内容等と一致させてください。法人の代表者印を押印してください。

事業者（法人）番号に記入してください。

事業者 名 称 霞ヶ関株式会社
代表者氏名 東京 一郎 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

変更があった事項

- 1、法人の種別、名称（フリガナ）
- 2、主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号
- 3、代表者氏名（フリガナ）、生年月日
- 4、代表者の住所、職名
- 5、事業所名称等及び所在地
- 6、法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日
- 7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8、業務執行の状況の監査の方法の概要

届出事項に変更があった場合は、「変更があった事項」欄の該当する項目番号に○を付け、「変更の内容」欄に具体的に記入してください。

変更の内容

(変更前)法令遵守責任者氏名 厚生 花子(コウセイ ハナコ)生年月日 昭和〇〇年+月*日

(変更後)法令遵守責任者氏名 労働 太郎(ロウドウ タロウ)生年月日 昭和〇△年□月+日

事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所は、登記内容等と一致させてください。